

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

令和3年1月
中央教育審議会

第Ⅰ部 総論

5. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けたICTの活用に関する基本的な考え方

(1) 学校教育の質の向上に向けたICTの活用

- ICTの活用により新学習指導要領を着実に実施し、学校教育の質の向上につなげるためには、カリキュラム・マネジメントを充実させつつ、各教科等において育成を目指す資質・能力等を把握した上で、特に「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要である。また、従来はなかなか伸ばせなかつた資質・能力の育成や、他の学校・地域や海外との交流など今までできなかつた学習活動の実施、家庭など学校外での学びの充実などにもICTの活用は有効である。
- その際、1人1台の端末環境を生かし、端末を日常的に活用することでICTの活用が特別なことではなく「当たり前」のこととなるようにするとともに、ICTにより現実の社会で行われているような方法で児童生徒も学ぶなど、学校教育を現代化することが必要である。児童生徒自身がICTを「文房具」として自由な発想で活用できるよう環境を整え、授業をデザインすることが重要である。
- また、不登校、病気療養、障害、あるいは日本語指導を要するなどにより特別な支援が必要な児童生徒に対するきめ細かな支援、さらには個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供等に、ICTの持つ特性を最大限活用していくことが重要である。
- 個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、このようなICTの効果的活用と少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪として進め、児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな指導、学習活動・機会の充実を図る必要がある。

第Ⅱ部 各論

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

(1) 基本的な考え方

- 学校教育におけるICTの活用に当たっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科等において育成するべき資質・能力等を把握し、心身に及ぼす影響にも留意しつつ、まずはICTを日常的に活用できる環境を整え、児童生徒が「文房具」として活用できるようにし、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に生かしていくことが重要である。
- その上で、ICTの活用が従来はなかなか伸ばせなかつた資質・能力の育成に効果的であることや、特に知識の習得に関して今までの教育では適応的でなかつた児童生徒の一部に効果を発揮すること、学校外での学びにも活用できること、特別な支援を要する児童生徒にとってICTの活用が、情報をやり取りし将来の社会参画を促進し、生涯にわたって生活の質Quality Of Life (QOL) を大きく向上させることを考慮することが重要である。また、ICTを活用し、現実の社会で行われているような方法で児童生徒も学ぶなど、学校教育を現代化することが必要である。

- なお、ＩＣＴの活用に当たっては教育効果を考えながら活用することが重要であり、ＩＣＴを活用すること自体が目的化しないようにするとともに、例えば旧来型の学習観に基づく機械的なドリル学習等に偏ったＩＣＴの活用に陥らないように注意する必要がある。また、空間や時間を共有することで得られるものが失われる危険もあるため、その活用方法については、教師と児童生徒との具体的な関係の中でしっかりと見極めることが必要である。

(2) ＩＣＴの活用や、対面指導と遠隔・オンライン教育とのハイブリッド化による指導の充実

⑦児童生徒の特性に応じたきめ細かな対応

- また、こうした児童生徒（不登校児童生徒、障害のある児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒）の理解度や特性に応じた学習活動を進めるため教師やスクールカウンセラー等による遠隔技術等を用いた相談・指導の実施やＩＣＴを活用した学習支援デジタル教材等の活用を図るべきである。
- さらに障害のある児童生徒についてはＩＣＴの活用が有効であることからその整備を適切に行いうことが重要である。またＩＣＴを活用した学習支援と対面指導や教師を派遣する形を組み合わせた訪問教育を受ける児童生徒の学習機会を充実すること、遠隔技術を活用した自立活動の支援について実践的に研究を進めることが必要である。加えて、音声読み上げやルビ振り等の機能を持つ学習者用デジタル教科書について、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒等に対する活用を促すことも必要である。